

議案第49号

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 施設が実施する障害福祉サービスについて、規定の整備を図る必要がある
ので、本案を提出する。

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

世田谷区立障害者福祉施設条例（平成19年12月世田谷区条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- 1 各施設が行う障害福祉サービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の規定に基づき、当該施設が当該障害福祉サービスを行う事業者として指定を受けている期間において行われるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。